



平成24年7月18日

各 位

会 社 名 近畿日本ツーリスト株式会社  
代表者名 代表取締役社長 吉川 勝久  
(コード番号9726 東証第1部・大証第1部)  
問合せ先 総務部長 増田 充康  
(TEL 03-6891-6805)

### 訴訟の判決および特別損失の計上に関するお知らせ

当社は、株式会社オンテックス（以下、「原告」という。）から訴訟を提起されておりましたが、今般大阪高等裁判所から判決の言渡しがあり、これに伴い特別損失を計上いたしますので、下記のとおりお知らせします。

### 記

1. 判決言渡しのあった裁判所および年月日  
大阪高等裁判所  
平成24年7月13日  
(判決の送達を受けた日 平成24年7月18日)
2. 当該訴訟を提起した者  
(1) 商 号 株式会社オンテックス  
(2) 本店所在地 大阪市浪速区湊町2丁目2番45号  
(3) 代 表 者 代表取締役 小笹 公也
3. これまでの経緯  
当社は、平成21年10月1日、原告から、旅行券積立購入プラン「旅したく」の代金および約定サービス額約702百万円について支払いを求める訴訟を提起されました。  
原告は、当社元社員による詐欺行為により損害を受けたことから、表見代理ないし使用者責任が成立する旨主張していましたが、当社は、当該当社元社員には契約締結権限はなく、原告には当該当社元社員が契約締結権限を有すると信じたことにつき正当な理由が存しない旨、および当該当社元社員の職務権限内で適法に行われた行為ではないことを知らなかったことに重大な過失がある旨等、主張し、表見代理及び使用者責任の主張は認められるものではなく、当社側に法律上の責任はないとして、争ってまいりました。  
平成23年9月14日付「訴訟の判決に関するお知らせ」において開示いたしましたとおり、平成23年9月12日付にて大阪地方裁判所より、原告の請求を一部認める判決(当社に対する表見代理に基づく総額約702百万円の売買代金等返還請求を棄却し、使用者責任に基づく損害賠償金1億8,587万8,972円およびその支払済みまでの遅延損害金の支払い等を認容する判決)が言い渡されましたが、当社および原告の双方が、当該判決の一部を不服として大阪高等裁判所に控訴していました。
4. 判決内容  
大阪高等裁判所は、当社及び株式会社オンテックスの各控訴を棄却し、以下のとおり、原判決内容を維持する旨の判決の言渡しをしました。  
(1) 当社は、使用者責任に基づく損害賠償金として、株式会社オンテックスに対し、

1億8,587万8,972円およびその支払済みまでの遅延損害金約3,712万円を支払うこと。

(2) 控訴費用は、各控訴人（当社および株式会社オンテックス）が各自負担する。

5. 特別損失の内容

本件につきましては、今回の判決に伴い平成24年12月期第2四半期において遅延損害金を含む支払金額223百万円を特別損失として計上いたします。

なお、本件による平成24年12月期第2四半期累計期間および通期の業績予想の修正はございません。

6. 今後の見通し

相手方から上告がなされるか等の事情を踏まえて、慎重かつ十分に検討を行うことといたします。

以 上